

令和5年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立山田高等学校

校長名 伊 東 理 俊

1 活動の方針

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしない等、健全で適切な部活動体制を推進する。
- (2) 部活動をとおして技術や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養し、健やかな心身を育成する。
- (3) 部活動をとおして主体性を育み、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を育成する。
- (4) 部活動をとおして自己を知り、自己の生活を見直し、健康や安全を考える資質を育成する。
- (5) 発達の個人差、心身の状態を考え、科学的知見に基づいたトレーニングを導入する。
- (6) 学習とのバランスを取り、適切な休養日及び活動時間を設定する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日について
 - (ア) 週1日以上休養日を設け、年平均で週当たり2日以上設定にすること。
 - (イ) 月に最低2日以上は、土・日・祝日に休養日を設けること。
(特に、大会終了後の休日に休養日を設けること。)
 - (ウ) 学校閉庁日（お盆期間・年末年始等）は、部活動を行わないこと。
- (2) 活動時間について
 - (ア) 平日の活動時間は、2時間30分以内とする。
 - (イ) 休日の活動時間は、3時間30分以内とする。
 - (ウ) 活動時間は、週当たり17時間以内、月75時間以内とする。
 - (エ) 平日は、18時30分活動終了、19時完全下校とする。
- (3) その他
 - (1)(2)によらず、特別な事情がある場合は、校長の許可により、活動を行うことができる。

3 活動のきまり

- (1) 定期考査前1週間及び考査期間は部活動を行わない。大会等がある場合は特別活動の許可を受ける。
- (2) 各部顧問は年間活動計画（休養日及び参加予定大会日程等含む）及び、月間活動計画を作成し、校長に提出の上、生徒・保護者に示す。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を実施する。
- (4) 寒暖や熱中症指数等の健康指標に配慮した練習を提示するなど安全配慮義務を徹底し、練習環境の保全と整備をする。
- (5) 顧問をはじめとする指導者は、生徒を育てる意識を持ち、いかなる理由があっても体罰や暴言等を行わない。

4 その他 上記以外の事項については、校長の判断による。